高知龍馬マラソン2027警備・交通規制案内業務　質疑回答

NO.	質問内容	回答
1	昨日の説明会にて契約書の追加事項のご説明がありましたが、予期することのできない経済情勢の変動とありますがどういった場合この項目に該当いたしますでしょうか？ 予想される事案をいくつかご教授願います。 （予期することのできない経済情勢の変動） 第15条の2 甲及び乙は、履行期間中に予期することのできない経済情勢の変動により契約金額が不適当となったときは、契約金額の変更に係る協議を申し出ることができる。 2 前項の申出があったときは、甲及び乙は誠実に再協議に応じなければならない。	様々なケースが想定されるため、個別具体のケースをあげることは控えさせていただきますが、契約後に予期することのできない経済情勢の変動により、人件費や資機材費等を含んだ契約金額が不適当となった際に、受託者は委託者に対し、契約金額の変更の協議を申し出ることができるものになります。